

(資料1)

教育職員免許状の取得方法の変更について

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則が平成31年4月1日に改正されたことに伴い、教育職員免許状の取得方法が変更になりました。改正前の免許法等に従い免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育で単位を修得している方は、改正後の免許法等では単位が不足し教員免許状が取得できない可能性があります。

下記【手順】により今後修得する単位の確認を行ってください。

※資料2は「教育職員免許状取得の手引」（主に最低修得単位数が10単位の場合）を抜粋したものです。最低在職年数により単位数が10単位以上の場合やその他の取得方法の詳細な内容については本県ホームページに掲載している「教育職員免許状取得の手引」を参照し、必要な単位を修得してください。

※福岡県教育委員会が開講した免許法認定講習で単位を修得した方は、資料3も参照して単位の確認を行ってください。

※特別支援学校教諭免許状の取得方法に変更はありません。

※免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育以外で単位を修得している場合は、該当の単位修得機関へ改正後の免許法等に読み替えた学力に関する証明書の発行を依頼し、確認を行ってください。

【手順】

1 単位修得証明書等で今までに修得した単位を確認します。

(例) 単位修得証明書①

単 位 修 得 証 明 書		
勤 務 先	〇〇学校	
氏 名	△△ △△	
上記の者は、平成25年度福岡県教育職員免許法認定講習において下記科目の単位を修得したことを証明する。		
記		
科 目	単 位	受 講 期 間
教職に関する科目	1	平成25年8月22日 平成25年8月23日
教育原論 （教育の基礎理論に関する科目） （教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想）		
平成25年10月16日		

福岡県教育委員会

2 改正前の免許法等で修得している単位が改正後の免許法等ではどの単位になるのかを資料2により確認します。

(例) 単位修得証明書④の科目名(教育の基礎理論に関する科目(教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想)部分を資料2に当てはめると、下記の教育の基礎的理解に関する科目となります。

小学校教諭二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合) (資料2の1)

〈教育職員免許法別表第3〉

改正前の免許法等による単位修得方法				改正後の免許法等による単位修得方法		最低修得単位数
教科に関する科目				教科に関する専門的事項に関する科目		1 (注1)
教職に関する科目	第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
			各教科の指導法			
			道徳の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	第5欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5 (注2)
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
			進路指導の理論及び方法			
	第6欄	教職実践演習				
	第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
進路選択に資する各種の機会の提供等						
教科又は教職に関する科目				大学が独自に設定する科目		2

3 資料2により改正後の免許法等による単位修得方法の最低修得単位数を満たしているかを確認します。

(例) 単位修得証明書④は改正後の免許法等では「教育の基礎的理解に関する科目」に該当します。改正後の免許法等では、「教育の基礎的理解に関する科目」は2単位必要のため、1単位不足することとなります。

小学校教諭二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合) (資料2の1)
 <教育職員免許法別表第3>

改正前の免許法等による単位修得方法				改正後の免許法等による単位修得方法	最低修得単位数
教科に関する科目				教科に関する専門的事項に関する科目	1 (注1)
教職に関する科目	第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に関する科目	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5 (注2)
			各教科の指導法		
			道徳の指導法		
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
		進路指導の理論及び方法			
	第6欄	教職実践演習			
	第2欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	大学が独自に設定する科目	2
教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)					
進路選択に資する各種の機会の提供等					
教科又は教職に関する科目					

4 単位が不足する場合は、不足する単位を今後修得することとなります。

※「大学が独自に設定する科目」については「教科に関する専門的事項に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において取得した単位を充てることができます。

必ずしも「大学が独自に設定する科目」において修得する必要はありません。

(取得例) すでに下記①から⑨の単位を修得しており、小学校二種免許状を一種免許状へ
 上進する。(最低修得単位数10単位を修得することにより一種免許状を取得する場合)

- ①教科に関する科目「国語(書写を含む。)」1単位
- ②教科に関する科目「音楽(器楽)」1単位
- ③教科に関する科目「算数」1単位
- ④教職に関する科目「教育の基礎理論に関する科目(教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想)」1単位
- ⑤教職に関する科目「教育課程及び指導法に関する科目(道徳の指導法)」1単位
- ⑥教職に関する科目「教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法)」1単位
- ⑦教職に関する科目「教育課程及び指導法に関する科目(各教科の指導法)」1単位
- ⑧教職に関する科目「教育課程及び指導法に関する科目(特別活動の指導法)」1単位
- ⑨教職に関する科目「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目(教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法)」1単位

【手順】に従って単位の確認を行うと下記の表のとおりとなり、改正後の免許法等による単位修得方法では「教育の基礎的理解に関する科目」が1単位不足します。よって「教育の基礎的理解に関する科目」を今後修得することとなります。

小学校教諭二種免許状を取得者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法(最低在職年数により最低修得単位数10単位の場合)

(資料2の1)

<教育職員免許法別表第3>

改正前の免許法等による単位修得方法			旧規則で 取得済みの単位	改正後の免許法等による単位修得方法	最低修得 単位数	
教科に関する科目			3単位 (①、②、③)	教科に関する専門的事項に関する科目	1	3単位 (①、②、③)
教職に関する 科目	第3欄	教育の基礎理論に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の基礎的理解に 関する科目	2	1単位(④) 1単位不足!
			幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	第4欄	教育課程及び指導法に 関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法に 関する科目	5	5単位 (⑤、⑥、 ⑦、⑧、⑨)
			各教科の指導法			
			道徳の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及 び 進路指導等に関する科 目	生徒指導の理論及び方法	1単位(⑨)	道徳、総合的な学習の時 間等の指導法及び生徒 指導、教育相談等に 関する科目		
		教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識 を含む。)の理論及び方法				
進路指導の理論及び方法						
第6欄	教職実践演習					
第2欄	教職の意義等に 関する科目	教職の意義及び教員の役割	大学が独自に設定する科目	2		
		教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。)				
			進路選択に資する各種の機会の提供等			
教科又は教職に関する科目						

※「大学が独自に設定する科目」は「教科に関する専門的事項に関する科目」の余剰分(最低修得単位数との差)2単位を充てる。